

# ら せ



## 心身障害児・者 巡回療育相談

日 時 6月24日(金)  
午前10時～午後3時  
(整形外科は、午後1時30分より)

場 所 南都留合同庁舎内  
都留児童相談所

担当者 整形外科医師・精神科医師・  
その他の専門委員

相談内容

手足の不自由、知恵や体の遅れなどこれらの子どもの家庭療育のやり方や職業の適性、施設入所の相談、その他

※都留児童相談所まで予約の電話をお願いします。

なお、成人の知恵遅れの方の相談も受けます。相談は無料で、秘密はかたく守られます。

問合せ先 都留児童相談所

☎ (45) 7837

## 母子家庭医療費受給者証について

母子家庭医療費受給者証の有効期限は6月30日までです。

すでに受給者証を受領している世帯で、今年度も該当する方には更新手続きの用紙を6月下旬に送付しますので、期限までに必ず手続きをしてください。

また、新たに母子家庭となった世帯で次のような方は、市福祉事務所へ申し出てください。

◇18歳未満の児童(満18歳になった日の属する年度の末日までは、18歳未満の児童とみなす)を扶養している配偶者のない女子

◇前年の所得に対する所得税の納付義務のない世帯

手続きの際必要なもの

☆印鑑

☆預金口座番号のわかるもの

☆保険証

☆前年の所得に対する非課税証明書(転入者の場合)

※受給資格がなくなった時には、すみやかに受給者証を返還してください。

問合せ先 市福祉事務所 厚生係



## 第3投票所が 変わります

これまでの選挙で、都留市第3投票区の投票所として使用してきました大月公共職業安定所都留出張所が老朽化により解体されることになりました。

このため、次回の選挙から都留市農村教養文化体育施設(勤労センター)が投票所となりますのでお間違えのないよう注意してください。

## 児童手当を受給 されている方へ

現在児童手当を受給されている方は、「児童手当現況届」を提出することが法律によって義務づけられています。

これは、受給者の前年の所得の状況と、6月1日現在の児童の養育状況等を確認するための大切な届けです。

該当者には、6月上旬に用紙を送付しますので、必要事項を記入のうえ、必ず6月30日までに市福祉事務所へ提出してください。

提出されない場合、6月以降の児童手当の支給が受けられません。

届け出の際、持参していただくものは次のとおりです。

◎現況届用紙

◎印鑑

◎年金加入証明書

(厚生年金加入者)

なお、受給中に次のような事があった場合は、すみやかに手続きをしてください。

◆住所が変わったとき

◆公務員または公共企業体の職員になったとき

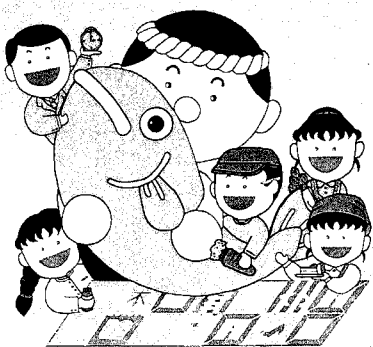
◆受給者が死亡または資格を失ったとき

◆出生等により支給要件児童数が変わったとき

提出・問合せ先

市福祉事務所厚生係

## 商業統計調査 平成6年7月1日



都道府県 市区町村

商業統計調査は、わが国の商店の販売活動の実態や分布状況、商品の全国的な流通状況などを七月一日現在で調査します。すべての販売・小売業の商店を対象とした調査です。内容は従業者数・年間商品販売額など基本的な事項について実施します。

調査員が担当地域すべての商店に調査票を配布し、後日、再度調査票を回収にうかがいます。

皆さんのご協力をお願いします。

## 商業統計調査が 実施されます